

自然災害発生時における業務継続計画

(医療法人哲友会・介護部門)

はじめに

1. 本計画について

介護サービスは、要介護者や要支援者、家族等の生活を支える上で欠かせないものであり、昨今大規模な災害の発生がみられる中、介護施設や介護事業所において、災害発生時に適切な対応を行い、その後も利用者に必要なサービスを継続的に提供できる体制を構築することが重要である。本計画の目的は、大地震や水害等の自然災害に備え、介護サービスの業務継続のために平時から準備や発生時の対応について、介護サービス類型に応じた計画である。

2. 業務継続計画（BCP）とは

大地震等の自然災害、感染症のまん延、テロ等の事件、大事故、サプライチェーン（供給網）の途絶、突発的な経営環境の変化など不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、または中断しても可能な限り短期間で復旧させるための方針や体制、手順等を示した計画のことを事業継続計画（Business Continuity Plan、BCP）と呼ぶ。

3. 介護施設や事業所における業務継続計画（BCP）について

BCPは「平常時の対応」「緊急時の対応」の検討を通して、①事業活動レベルの落ち込みを小さくし、②復旧に要する時間を短くすることを目的に作成された計画書である。介護施設等では災害が発生した場合、一般に「建物設備の損壊」「社会インフラの停止」「災害時対応業務の発生による人手不足」などにより、利用者へのサービス提供が困難になると考えられている。一方、利用者の多くは日常生活や健康管理、さらには生命維持の大部分を介護施設等の提供するサービスに依存しており、サービス提供が困難になることは利用者の生活や健康、生命の支障に直結する。

第1章 総論

1. 基本方針

自然災害時における対応の基本方針は以下のとおりとする。

（1）利用者の安全確保

介護施設や介護事業所は、体力が弱い高齢者等に対するサービス提供を行う事を認識すること。自然災害が発生した場合、深刻な人的被害が生じる危険性があるため、「利用者の安全を確保する」ことが最大の役割である。そのため、「利用者の安全を守るための対策」が何よりも重要となる。

（2）サービスの継続

介護事業者は、利用者の健康、身体、生命を守るための必要不可欠な責任を担っている。通所事業所や居宅介護支援事業所においても極力業務を継続できるよう努めるとともに、万一業務の縮小や事業所の閉鎖を余儀なくされる場合でも、利用者への影響を極力抑えるよう事前の検討を進めることが肝要である。

(3) 職員の安全確保

自然災害発生時や復旧において業務継続を図ることは、長時間勤務や精神的打撃など職員の労働環境が過酷にあることが懸念される。したがって、職員の過重労働やメンタルヘルス対応への適切な措置を講じる事とする。

(4) 地域への貢献

介護事業者の社会福祉施設としての公共性を鑑みると、施設が無事であることを前提に、施設がもつ機能を活かして被災時に地域へ貢献する事も重要な役割である。

2. 推進体制

平常時の災害対策の推進体制は以下のとおりとし、各担当職員は災害時に備えてあらかじめ想定して置く必要がある。

役 割	業務内容	部署、役職等
災害対策統括責任者	災害対策を統括する	センター長 事務長
情報収集、連絡班	・職員や利用者（家族）、関係機関への連絡 ・災害に関する情報の収集	相談員 介護支援専門員
救護班	・傷病者や体調不良者の救護	看護職員
避難誘導班	利用者の避難の誘導、搬送	介護職員
物資・調達班	・平常時の物資備蓄、非常時の物資持出 ・平常時の施設、設備の点検 ・災害発生の際の恐れがあるときの施設、設備の補強等 ・災害発生後の施設、設備、周辺の被災状況確認	管理職員

3. リスクの把握

(1) 介護施設及び事業所の立地条件等は以下のとおりである。

①「デイサービスセンター生き生き夢倶楽部」江南市宮後町西屋敷130-1

災害危険区域の指定等の状況	特に指定はされていない。
事業所周辺の概況	・江南市防災マップでは施設周辺を含めて土砂災害や浸水区域に指定されていない。 ・洪水ハザードマップでは0.5～3m未満の浸水 ＝1階の浸水相当 ・施設南側信号交差点が側溝水路の集合地点となっており、大雨で排水能力を超える場合はデイサービス前の道路まで冠水することがある。 ・近くの古知野東小学校が避難施設に指定されている。

建物の概況	・平成16年（2004年）築。鉄筋RC工法 ・LPガス（給湯と配膳に使用） ・下水処理に浄化槽使用
-------	---

②「居宅介護支援事業所ゆめぱれっと」江南市宮後町船渡123番地

災害危険区域の指定等の状況	特に指定はされていない。
事業所周辺の概況	・江南市防災マップでは施設周辺を含めて土砂災害や浸水区域に指定されていない。 ・洪水ハザードマップでは0.5～3m未満の浸水＝1階の浸水相当 ・施設南側信号交差点が側溝水路の集合地点となっており、大雨で排水能力を超える場合は交差点から当敷地の東側道路から北側道路まで冠水することがある。 ・近くの古知野東小学校が避難施設に指定されている。
建物の概況	・令和2年（2020年）築。木造2階建 ・LPガス（給湯に使用） ・下水処理は下水道使用

（2）想定される災害の種別と事業所等への被害

地震	・建物倒壊、外壁やガラス破片の落下 ・建物内天井材の落下、物品の落下、調度品の転倒 ・火災の発生 ・ライフライン（電気、水道、LPガス）の停止 ・通信手段の途絶 ・道路の寸断等による孤立化
風水害	・雨漏り ・強風等による塀の損壊、道路冠水による避難経路の遮断 ・木曽川の氾濫による浸水 ・ライフライン（電気、水道、LPガスの停止 ・通信手段の途絶 ・周辺地域の浸水等による孤立化
火災	・LPガスへの引火・爆発

4. 優先事業の選定

（1）事業継続を優先する事業所

なし。災害時は理事長の判断で事業停止をする。職員と利用者の安否確認から始める。

（2）休止を優先する事業所

- ①デイサービスセンター生き生き夢倶楽部
- ②居宅介護支援事業所ゆめぱれっと

(3) 優先する業務

なし。職員の安全確認後、出勤できるものから状況把握に努める。

5. 研修・訓練の実施、BCPの検証・見直し

- (1) 具体的な災害を想定した災害対応訓練を年1回実施する。訓練では、職員等が役割分担に応じた行動手順を実施し、利用者にも参加してもらう。一連の訓練のうち、人命確保の観点から特に避難訓練を重視するものとし、避難場所や避難経路、避難方法等の妥当性について確認するとともに、自力での避難が困難な利用者の避難方法を訓練の中で検証する。訓練実施後は、必要に応じて訓練参加者でミーティングを行い、訓練状況の検証を行い、本計画の見直しを行う。
- (2) 研修は、年1回各部署において行う事とし、訓練実施前においても訓練の主担当者に対して行う事とする。

第2章 平常時の対応

1. 人が常駐する場所の耐震措置

- (1) デイサービスセンター生き生き夢倶楽部（江南市宮後町西屋敷130-1）

平成16年に建設したので現在の耐震基準を満たしている。

- (2) 居宅介護支援事業所ゆめぱれっと（江南市宮後町船渡123番地）

令和2年に建設したので現在の耐震基準を満たしている。

※定期的に外壁や柱等にひび割れなどが無いか確認が必要

2. 設備の耐震措置

- (1) 共有スペース、事務所など、職員や利用者が利用するスペースでは、設備や什器類に転倒や転落、破損等の防止措置を講じる。
- (2) 不安定に物品を積み上げず、日ごろから整理整頓を行い、転落を防ぐ。破損して飛散した場合に特に留意が必要な箇所や避難経路には必要に応じて飛散防止フィルムなどの措置を講じる。
- (3) 消火器等の設備点検及び収納場所の確認を行う。

3. 風水害対策

- (1) 施設周辺の水路が氾濫の恐れが無いか、建物が浸水による危険性があるか周囲の状況を定期的に確認する。
- (2) 外壁のひび割れや欠損等は無いか、周囲に倒れそうな樹木が無いか定期的に確認する。
- (3) 暴風により危険性がある箇所が無いか定期的に確認する。

4. 電気が止まった場合の対策

稼働させるべき設備	代替え案
情報機器：電話、パソコン、テレビ、インターネットなど	電気・ガス・水道は復旧を待つ ○乾電池：単三、単四、ボタン電池など ○ガソリンは利用者を送ることができる量は確保しておく。
生活家電：冷蔵庫、洗濯機	
照明機器：照明、懐中電灯など	
冷暖房機器	

5. ガスが止まった場合の対策

稼働させるべき設備	代替え案
調理機器；ガスレンジ (ガス会社の点検を依頼)	ガス会社の点検を待つ ○カセットコンロを使用（5台） ○ホットプレート、電気湯沸かし器 （電気が使用可能の場合）
給湯設備：給湯器（ガス会社の点検を依頼）	

6. 水道が止まった場合の対策

(1) 飲料水

デイスサービス利用中の災害時に水道が使えなくなった場合はデイスサービスのウォーターサーバーの水を使用する。

あらかじめ水道が止まることが予想される場合は、空きペットボトルやタンク等で水道水飲料用に確保する。

(2) 生活用水

復旧まで待つ。

7. 通信が麻痺した場合の対策

(1) 固定電話

施設内の固定電話は電気を使用するため、停電時は使用不可。

(2) 携帯電話（スマートホン）

施設内が停電中でも携帯電話の基地局に電源が供給されている状況ならば使用可能。

8. システムが停止した場合の対策

(1) パソコン

- ①施設内が停電した場合は使用不可能。停電時は手書きによる日常書類を作成するなどの柔軟な対応が必要。又、雷や浸水、故障など予期せぬトラブルによりデータが喪失する可能性があるため、こまめにファイルサーバ（リンクステーション）にバックアップする事が必要。
- ②浸水によりパソコンが被害を受ける事が予想される場合は、高い場所へ移設するなどの措置を講じる。

(2) ファイルサーバ (NAS)

- ①施設内が停電した場合は使用不可能。停電時は手書きによる日常書類を作成するなどの柔軟な対応が必要。又、故障に備えてレイド対応（2つのディスクドライブに同じファイルを保存）のファイルサーバなので故障した際のデータ復旧はパソコンよりは可能性が高くなる。
- ②浸水によりファイルサーバが被害を受ける事が予想される場合は、高い場所へ移設するなどの措置を講じる。

(3) 介護保険請求ソフト

- ①施設内が停電した場合は使用不可能。停電時は手書きによる日常書類を作成するなどの柔軟な対応が必要。現行介護ソフトはクラウドにデータ保存されているため、データの喪失は避けられる。

9. 衛生面（トイレ等）の対策

(1) トイレ対策

事前に停電が予想できる場合はバケツや浴槽に水を貯めて置く事により数回は使用できる。また、利用者は備蓄のおむつ等で一時的に対応する。停電が長時間に及ぶ場合は、普及を待つ。

(2) 浄化槽対策（デイサービスのみ）

停電が長期間に及ぶ場合は浄化槽が満水状態になる事が予想される。この場合、トイレや排水が流れなくなるので、普及を待つ。

(3) 汚物対策

おむつ等の排泄物はビニール袋などに入れて密閉し施設外の倉庫へ保管する。又、倉庫が許容量を超えた場合はブルーシートなどで覆い倉庫脇に一時保管する。

10. 必要品の備蓄

(1) 在庫量と必要量の確認

業務再開時にスムーズに立ち上げられるよう必要品を検討しておく。

- ・消耗品などの在庫リストを作成する。（品名、数量、消費期限、保管場所等）
- ・1日当たりの消費量を計算し、それぞれの項目毎に何日分あるのか確認する。

11. 資金手当て

災害に備えた資金手当ては以下の通りとする。

(1) 手元資金

現金は、25万円を上限として保有する。

(2) 損害賠償保険

- ①建物に対する損害賠償保険は、損害保険ジャパン日本興亜の「企業総合補償保険」に加入する。（火災、落雷、破裂、爆発、風災、雹災、雪災、水災等、但し地震は含まれない）
- ②利用者に対する損害賠償保険は、損保ジャパンの「ウォームハート（損害責任保険）」に加入する。

- ③自動車に対する損害賠償保険は、カーリース内の保険で対応する。

第3章 緊急時の対応

1. B C P 発動基準等

災害に関する情報の入手方法や地震、風水害による B C P の発動する基準は以下のとおりとする。

(1) 災害に関する情報の入手方法

- ①緊急地震速報
- ②インターネット、テレビ、緊急告知 F M ラジオ
- ③江南市市役所防災安全課（TEL: 0587-54-1111 ）
- ④江南市消防本部（TEL: 0587-54-1111）

(2) 地震による B C P 発動基準

- ①江南市市周辺において、震度 6 以上の地震が発生し、被災状況や社会的混乱などを総合的に勘案し、理事長が必要と判断した場合。
- ②地震により建物の一部倒壊、ライフライン（電気、水道、L P ガス）の停止、通信手段の途絶、道路の寸断等による孤立化により通常の業務が継続し難い状況の場合。

(3) 風水害による B C P 発動基準

- ①大雨警報（土砂災害）や洪水警戒が発表され、被災状況や社会的混乱などを総合的に勘案し、理事長が必要と判断した場合。
- ②風水害により建物の一部倒壊、ライフライン（電気、水道、L P ガス）の停止、通信手段の途絶、道路の寸断等による孤立化により通常の業務が継続し難い状況の場合。

管理者	代替者
理事長	デイサービスセンター生き生き夢倶楽部：センター長 居宅介護支援事業所ゆめぱれっと：事務長

2. 行動基準

被災時における個人の行動基準は以下のとおりとする。

(1) 自身及び利用者の安全確保

命を守る行動を最優先とし、被害状況を落ち着いて判断し必要に応じて施設外へ避難すること。

(2) 二次災害への対策（火災、建物倒壊など）

安全が確保出来る状況になったら、火災や建物倒壊の危険性が無いか点検を行い、危険箇所は立ち入り禁止等の措置を講じること。

(4) 法人内施設間の連携と外部機関との連携

- ①法人内施設間の連携を行う事とし、優先事業の選定で休止になった事業所の職員は他の施設の業務を行う事とする。

(5) 情報発信

- ①利用者の安否情報を把握し行政に提供できる体制をとる。特に孤立し支援を要する利用者を優先する
- ②施設や事業所の被災状況等をホームページ等で情報発信する。公表のタイミングや範囲、内容、方法などについては慎重に精査すること。

3. 対応体制

災害時における対応体制は以下のとおりとする。

(1) 情報班（生活相談員等）

- ①行政や外部機関と連絡をとり、正確な情報の入手に努めるとともに適切な指示を仰ぎ施設長に報告する。また、指示事項等をホワイトボード、電話、SMS、等を利用して職員で情報を共有することに努める。
- ②利用者家族及び居宅介護支援専門員へ利用者の状況等を連絡する。

(2) 消火班（生活相談員等、居宅介護支援）

地震発生直後は直ちに火元の点検、ガス漏れの有無などの確認を行い、発火の防止に万全を期すとともに発火の際は消火に努める。

(3) 安全指導班（生活相談員等、看護職員、介護職員）

利用者の安全確認、施設設備の損傷を確認し報告する。施設長の指示があれば利用者の避難誘導を行う。

(5) 救護班（生活相談員等、看護職員、介護職員）

負傷者の救出、応急手当及び病院等への搬送を行う。

(6) 地域班（生活相談員等）

地域住民や近隣の福祉施設と共同した救護活動、ボランティア受入体制の整備や対応を行う。

4. 対応拠点

緊急時対応体制の拠点場所は以下のとおりとする。

	第一候補場所	第二候補場所
デイサービスセンター生き生き夢倶楽部	フロア	事務所
居宅介護支援事業所ゆめぱれっと	事務所	相談室

5. 安否確認

(1) 利用者の安否確認

災害直後にデイサービスの生活相談員および居宅介護支援専門員が電話により担当利用者の安否確認を行い、リストを作成する。可能であれば優先順位をつけて訪問する。なお、負傷者がいる場合は緊急連絡先に連絡するなど必要な措置を講じる。

(2) 職員の安否確認

災害直後に安否確認を行う。又、出勤可能な状況か同時に確認する。

6. 職員の参集基準

災害時における職員の参集基準は以下のとおりとする。

(1) 参集方法

参集する方法は電話、LINE、SMSなどを使用して行う。

(2) 出勤不可能な場合

自宅が被災又は道路が寸断する等の理由により出勤する事で職員に危険が及ぶ場合には参集は行わない事とする。

7. 施設内外での避難場所や避難方法

(1) 施設内の避難

施設内での避難場所は原則として以下とする。

- ・ デイサービスセンター生き生き夢倶楽部：フロア
- ・ 居宅介護支援事業所ゆめぱれっと：一階待合室

(建築会社より2階がないため建物内では一番安全と推奨)

(2) 施設外の避難

☐地震により施設外へ避難を開始する判断基準

- ・ 江南市より避難指示が出されたとき
- ・ 建物が倒壊しそうなとき
- ・ 周辺で火災が発生し、こちらに燃え広がる可能性があるとき
- ・ 内装等の損壊、物品の落下等の程度が著しいとき
- ・ 利用者が怖がる等、事業所建物内に留まることが困難なとき
- ・ 施設長が危険と判断したとき

☐風水害により施設外へ避難を開始する判断基準

- ・ 江南市より高齢者等避難が出されたとき
- ・ 建物が倒壊しそうなとき
- ・ 木曽川の氾濫の前兆現象(注)を発見したとき
- ・ 雨漏りや風の吹き込み、又は利用者が怖がる等、事業所建物内に留まることが困難なとき
- ・ 施設長が危険と判断したとき

(注) 短時間の豪雨による急速な河川水位の上昇等

【避難場所及び避難経路】

① 「デイサービスセンター生き生き夢倶楽部」 江南市宮後町西屋敷 1 3 0 - 1

ア 避難場所

地震	古知野東小学校体育館 江南市宮後町船渡58 (TEL0587-56-2272)
風水害	建物が倒壊しそうなときは、古知野東小学校体育館 江南市宮後町船渡58 (TEL0587-56-2272)
火災	火災 発生後速やかに屋外の安全な場所に避難し、その後消防署や市町村の指示する場所に避難

イ 避難経路

事業所 → 古知野東小学校（リフト車や乗用車に分乗して搬送）

※車両損壊や道路の寸断等により自動車が使用できない場合は徒歩による避難

② 「居宅介護支援事業所ゆめぱれっと」 江南市宮後町船渡 1 2 3 番地

ア 避難場所

① -アに同じ

イ 避難経路

事業所→古知野東小学校（徒歩による避難）

【避難方法】

地震	ア 施設内で避難できる場合 ・放送設備などを使用して避難開始を伝達し、職員が避難誘導を行う。 ・避難場所の位置、経路、誘導する職員等の情報を職員、利用者が共有する。 ・利用可能な設備や器具、備蓄品等を最大限活用して、職員が協力して利用者の安全確保にあたり、施設内の安全な場所に誘導する。 イ 施設外に避難する場合 ・あらかじめ定める避難場所、避難経路のうち、災害の状況等に応じて、避難場所、経路を決定する。 ・放送設備等を使用して避難開始を伝達し避難誘導を行う。 ・避難場所の位置、経路、誘導する職員等の情報を職員、利用者が共有する。 ・必ず靴を履き、頭部保護のため、ヘルメットや座布団等を使用するとともに、転倒した場合に備え、軍手等を着用する。 ・屋外に出るときは落下物がないか、十分注意する。利用者が屋外に出るときは、特に注意し、落下物があったときに利用者に当たらないよう、職員が板や毛布等で覆う。
----	---

	・いったん屋外に出たら、施設の安全が確認できるまで再び中に戻らない。 ・避難経路では、傾いた建物やブロック塀、自動販売機等倒壊のおそれがあるものには近寄らない。 ・避難はリフト車や乗用車に分乗して行うが、車両損壊や道路寸断等により自動車が使用できない場合は徒歩で行う。自立歩行ができない利用者については、車椅子等を使用する。 ・避難所に着いたら、直ちに点呼をとり、利用者等の安否確認を行う。 ・避難所では、被災地区から多くの住民が集まってくることが想定されるため、一箇所に集中して待機する。 ・利用者等の体調や様子をこまめにチェックし、必要に応じて医療機関等への搬送を避難所運営者に要請する。 ・携帯電話や避難所に設置される電話で家族等に連絡する。
風水害	概ね地震の場合と同じ。ただし、自動車による避難ができない場合には、足下が悪く、強風や豪雨、浸水等により危険なため、徒歩での避難は避け、江南市や江南市消防本部に応援を要請する。
火災	・放送設備などを使用して火災の発生を知らせ、職員が利用者の避難誘導を行う。 ・火災が発生した場所にに応じて、火元より遠い避難場所に避難する。 ・屋外の安全な場所に着いたら、逃げ遅れた者がいないか確認する。

なお、地震や風水害の際の避難の実施にあたり、人員が不足すると見込まれる場合には、予め近隣地域の伍長や地元の消防団等に協力を依頼する。

8. 重要業務の継続

インフラ停止や職員不足、災害時に発生する特有の業務などの理由から業務量が増大する事が考えられる。そのため、平常時の対応で選定した優先業務から特に重要な業務の継続方法を検討する必要がある。ライフラインの有無や職員の出勤状況等を合わせて時系列で整理する。

被災時の厳しい状況でも、利用者の生命や健康を維持するために必ず実施しなければならない業務を「重要業務」として選定する。

当時事業所では重要業務は該当しない。

9. 職員の管理

災害の状況に応じて、職員は極限の状況で業務を続けなければならない事が想定されるので、十分な配慮が必要となる。休憩や宿泊場所、勤務シフトの関する事は以下のとおりとする。

(1) 休憩、宿泊場所

災害発生後は利用者の安全確保が確認できた時点で、利用者の帰宅を行う。何らかの理由で帰宅できない場合はデイサービスセンター生き生き夢倶楽部のフロアを一時待機場所及び休憩場所とする。

(2) 勤務シフト

職員の体調や業務負担の軽減に配慮して勤務シフトを作成するものとする。

10. 復旧対応

(1) 破損箇所の確認

災害直後に施設内外や設備等に破損が無いか確認し、発見した際は写真等を撮り記録するとともに速やかに業者へ修繕の依頼を行う。特にライフラインに関係する設備は優先して復旧を行う。

(2) 業者連絡先一覧の整備

「緊急連絡先一覧表」を作成し常に更新することとする。

(3) 情報発信

災害による被害の状況や復旧の進行度合いなどは、ホームページ等を利用して情報発信する。公表のタイミングや範囲、内容、方法などについては慎重に精査すること。

第4章 他施設との連携

1. 連携体制の構築

他施設との連携の要請があれば積極的に参画する。

第5章 地域との連携

1. 被災時の職員の派遣

江南市より要請があれば職員の派遣を検討する。

第6章 通所サービス固有事項

1. 平時からの対応

(1) サービス提供中に被災した場合に備えて、利用者の緊急連絡先を把握すること。

(携帯電話、メール等)

(2) 居宅介護支援事業所と連携し、利用者への安否確認の方法等を確認しておくこと。

(3) 平時から地域の避難方法や避難所に関する情報に留意し、地域の関係機関（行政、自治会、利用者が他に利用している介護サービス事業所等）と良好な関係を築くこと。

2. 災害が予想される場合の対応

- (1) 台風や積雪などで甚大な被害が予想される場合などにおいては、サービスの休止や縮小を余儀なくされる事を想定し、あらかじめ基準を定めておくとともに、居宅介護支援事業所にも情報共有の上、利用者やその家族にも説明する。
- (2) 必要に応じてサービスの前倒し等も検討する。

3. 災害発生時の対応

- (1) サービスの提供を長期間休止する場合は、居宅介護支援事業所と連携し、必要に応じて他事業所の訪問介護サービス等への変更を検討する。
- (2) 利用中に被災した場合は、利用者の安否確認後あらかじめ把握している緊急連絡先を活用し、利用者家族等への安否状況の連絡を行う。
- (3) 利用者の安全確保や家族等への連絡状況を踏まえ、順次利用者の帰宅を支援する。
- (4) 帰宅にあたって、可能であれば利用者家族等の協力を得て行う。
- (5) 帰宅が困難な利用者は、江南市との協議の上、福祉避難所の宿泊を検討する。

第7章 居宅介護支援サービス固有事項

1. 平時からの対応

- (1) 災害発生時、優先的に安否確認が必要な利用者について、あらかじめ検討の上、利用者台帳等において、その情報がわかるようにしておくこと。
- (2) 緊急連絡先の把握にあたっては、複数の連絡先や連絡手段（携帯電話、メール等）を把握しておくこと。
- (3) 平常時から地域の避難方法や避難所に関する情報に留意し、地域の関係機関（行政、自治会、利用者が他に利用している介護サービス事業所等）と良好な関係を築くこと。その上で災害時には安否確認やサービス調整等の業務に適切に対応できるよう、他の居宅介護支援事業所や居宅サービス事業所、地域の関係機関と調整を行うこと。
- (4) 利用者が避難所へ避難した場合は、薬情報が参照できるよう利用者に対して「おくすり手帳」を持参するよう利用者に伝えておくこと。

2. 災害が予想される場合の対応

- (1) 訪問サービスや通所サービスについて、「台風などで甚大な被害が予想される場合などにおいては、サービスの休止や縮小を余儀なくされることを想定し、あらかじめその基準を定めておく。」とされており、利用者が利用する各事業所が定める基準について、事前に情報共有し、把握しておくこと。
- (2) 必要に応じてサービスの前倒し等も検討する。
- (3) 自サービスについても、台風や積雪などで甚大な被害が予想される場合などにおいては、休止や縮小を余儀なくされることを想定し、その際の対応方法を確認しておくとともに、他の居宅介護支援事業所や居宅サービス事業所、地域の関係機関に共有の上、利用者や家族にも説明

する。

3. 災害発生時の対応

- (1) 被害発生時で事業が継続できる場合には、可能な範囲で個別訪問等による早期の状態把握を通じ、居宅サービスの実施状況の把握を行い、被災生活により状態の悪化が懸念される利用者に対して、必要な支援が行えるよう居宅サービス事業所や地域の関係機関との連絡調整を行うこと。
- (2) 利用者が避難所へ避難している際、サービスの提供が必要な場合が想定され、居宅サービス事業所や地域の関係機関と連携しながら利用者の状況に応じて、必要なサービスが提供されるよう調整を行うこと。
- (3) 災害発生時で事業が継続できない場合には、他の居宅介護支援事業所や居宅サービス事業所、地域の関係機関と調整を行うこと。

令和 6 年 3 月 1 日 制定__